

平成31年第4回 大山町教育委員会 議事録

日 時：平成31年3月26日（火）

午後1時30分～

場 所：名和公民館 第1会議室

出席委員

2番	池嶋順子	3番	林原浩子	4番	金田吉人
----	------	----	------	----	------

欠席委員

1番	湊谷紀子
----	------

教育長 鷲見寛幸

その他の出席者 教育次長（佐藤）、幼児・学校教育課長（森田）、社会教育課長（西尾）、
幼児・学校教育課参事兼学校教育室長（前田）

参観人 0人

日 程

1. 開会宣言（午後1時30分）

教育長 ただいまから第4回大山町教育委員会を開会する。
日程については、配布資料のとおりである。

2. 議事日程の報告

教育長 会議時間については、午後1時30分から終了目標を午後3時30分としたい。

日程第1 会議時間の決定

自 午後1時30分 至 午後3時30分

教育長報告並びに連絡事項

教育長 2月28日～3月26日までの報告事項、今後の予定について説明
（下記は主な内容）

- 3月は、小中学校の卒業式、保育園・保育所の卒園式・卒所式に出席いただき、お世話になった。
- 3月1日から町議会3月定例会が開会した。13、14日に一般質問があり、7名の議員から教育長へ質問があった。28日に30年度当初予算採決等を行い閉会した。
- 大型連休中（10連休）の保育所については4月27日（土）のみ開所、図書館は5月2日（木）の一日だけ開館する。その他は暦どおり。
- 3月24日から4月1日までの予定でテメキュラ訪問団が来町している。子どもが9名、大人2名の11名が25日に教育委員会へ表敬訪問をした。
- 4月1日に、教育委員会辞令交付式、転入教職員辞令交付式、あいさつ式、宣誓式を予定している。

日程第2 議案 第1号
大山町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の施行に関する規則について

社会教育課長 議案第1号について説明させていただく。文化財室の町長部局への移管に伴う条例の改正により、関連する教育委員会の規則を改正または廃止し、新たに町の規則として制定する。主に規則中の文化財室に関わる文言を削除し、文化財室のみに関わる規則については廃止するものである。

全委員 了承。

日程第3 議案 第2号
大山町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の施行に関する要綱について

社会教育課長 議案第2号について説明させていただく。文化財室に関わる教育委員会の要綱を廃止するものである。

全委員 了承。

日程第4 議案 第3号
大山町大山公民館分館活動補助金交付要綱の制定について

社会教育課長 議案第3号について説明させていただく。今までは、補助金等交付規則に基づき公民館分館活動へ補助金を支出していたが、このたび個別の補助金要綱を制定するよう議会監査から指摘を受け、補助目的等を明文化し制定するものである。

全委員 了承。

日程第5 議案 第4号
大山町町民運動会補助金交付要綱の制定について

社会教育課長 議案第4号について説明させていただく。各地区の町民運動会実行委員会に対する補助金についての交付要綱である。第3号議案と同様に、個別の補助金について目的等を明文化するものである。

全委員 了承。

日程第6 議案 第5号
青少年育成大山町民会議活動費補助金交付要綱の告示について

社会教育課長 議案第5号について説明させていただく。青少年育成大山町民会議に対する補助金についての交付要綱である。第3号・4号議案と同様に、個別の補助金について目的等を明文化するものである。

全委員 了承。

日程第7 議案 第6号
大山町女性団体活動費補助金交付要綱の告示について

社会教育課長 第6号議案について説明させていただく。大山町内の女性団体に対する補助金についての交付要綱である。個別の補助金について目的等を明文化するものである。

全委員 了承。

日程第8 議案 第7号
大山町青年団活動費補助金交付要綱の告示について

社会教育課長 議案第7号について説明させていただく。大山町青年団に対する補助金についての交付要綱である。他の議案と同様に、個別の補助金について目的等を明文化するものである。

全委員 了承。

日程第9 議案 第8号
大山町体育協会補助金交付要綱の制定について

社会教育課長 議案第8号について説明させていただく。大山町体育協会に対する補助金についての交付要綱である。他の議案と同様に、個別の補助金について目的等を明文化するものである。

全委員 了承。

日程第10 議案 第9号
大山町スポーツ少年団補助金交付要綱の制定について

社会教育課長 議案第9号について説明させていただく。大山町スポーツ少年団に対する補助金についての交付要綱である。他の議案と同様に、個別の補助金について目的等を明文化するものである。

全委員 了承。

日程第11 議案 第10号
大山町スポーツ推進委員の委嘱について

社会教育課長 議案第10号について説明させていただく。規則上では定員は18名以内となっているが、現在旧町単位で各5名の15名を委嘱している。全て再任ということで承認をお願いしたい。

全委員 了承。

日程第12 議案 第11号
大山町青少年育成指導委員の委嘱について

社会教育課長 議案第11号について説明させていただく。大山町青少年育成指導員規則に基づき委嘱するものである。定員が10名以内で2年間となっている。現在、旧町単位で各3名ずつ委嘱しており9名である。9名すべてを再任として提案する。大山町青少年町民育成会議に出席していただくほか、各地区で防犯パトロール等の活動をしていただいている。

全委員 了承。

日程第13 議案 第12号
平成31年度要保護・準要保護児童生徒の認定等について

幼児・学校教育課長	(要保護児童生徒)	申請児童生徒数	2人	認定児童生徒数	2人
	(準要保護児童生徒)	申請児童生徒数	64人	認定児童生徒数	64人

日程第14 議案 第13号
指定学校の変更について

幼児・学校教育課長 指定校変更の申立て 1件 認定件数 1件

日程第15 議案 第14号
鳥取県西部地区教科用図書採択協議会の設置について

教育次長 議案第14号について説明させていただく。平成32年度から平成35年度まで使用する小学校の教科用図書および平成32年度に使用する中学校の教科用図書の採択にあたり、西部地区教科用図書採択協議会を設置するものである。

全委員 了承。

日程第16 議案 第15号
大山町社会教育委員の委嘱について

社会教育課長 議案第15号について説明させていただく。大山町社会教育委員に関する条例に基づき委員を委嘱する。条例では15名以内で2年間となっているが、11名を委嘱したい。3名が新規、8名が継続である。欠員については、選出していただいている各団体の役職等が決まる4月以降ということで、4月の教育委員会で上程する予定である。平成31年4月1日から平成33年3月31日までの2年間が任期である。

委員 選出元の各団体はどのように決まるのか。もしくは決まっているのか。

社会教育課長 選出元の団体は固定はされていない。委員が代わる場合は、所属元の団体から後任を推薦していただいているのが慣例となっている。場合によっては全く違う新たな団体へ声をかけさせていただくこともある。

全委員 了承。

日程第17 議案 第16号

大山町公民館運営審議会委員の委嘱について

社会教育課長 議案第16号について説明させていただく。公民館条例に基づき、定員15名以内となっている。今回15名を委嘱したい。4名が新規で11名が継続となる。

全委員 了承。

3. その他

- ・学校教育室に係る、嘱託・臨時職員の配置
- ・保育士の配置
- ・教育委員会事務局の人事異動について

4. 次回の開催日程 平成31年4月25日 午後1時30分～

5. 閉会宣言 (午後3時36分)